

## 法令廃止一覧

No.	法令名称	制定年月日	法令種別名称	番号
1	雇用保険法施行規則第百十二条第二項第四号イ(3)の厚生労働大臣の定める数	平成17年4月1日	厚生労働省告示	211
2	令和六年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率	令和6年3月26日	厚生労働省告示	120
3	令和五年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額	令和6年3月29日	厚生労働省告示	173
4	社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第七条の規定に基づく令和六年度の単位掛金額	令和6年3月29日	厚生労働省告示	181
5	令和六年八月一日から令和七年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは休業給付又は令和六年八月から令和七年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額	令和6年7月26日	厚生労働省告示	245
6	令和六年八月一日以後の労働者災害補償保険法施行規則第九条第一項第五号に規定する自動変更対象額	令和6年7月26日	厚生労働省告示	246
7	令和六年八月から令和七年七月までの月分の労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付又は令和六年八月一日から令和七年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法の規定による障害補償一時金等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率	令和6年7月26日	厚生労働省告示	247
8	令和六年八月一日から令和七年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法第十六条の六第一項第二号の遺族補償一時金等の額の算定に関し、支給された遺族補償年金等の額に乗ずべき厚生労働大臣が定める率	令和6年7月26日	厚生労働省告示	248
9	令和六年度における共同募金の実施期間	令和6年9月3日	厚生労働省告示	284
10	令和六年十月一日から令和七年九月三十日までの期間におけるあへん法第十一条に規定する区域及び面積	令和6年9月30日	厚生労働省告示	308